

答 申 第 21 号
平成23年12月15日

松阪市長 山 中 光 茂 様

松阪市個人情報保護審査会
会長 牧 戸 哲

個人情報の取扱いに関する諮問について（答申）

諮問のあった下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

1. 松阪市個人情報保護条例第8条第1項第7号の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項
2. 松阪市個人情報保護条例第8条第3項の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項

審査会開催日

平成23年11月22日 第14回松阪市個人情報保護審査会

答 申

審 査 案 件	三重県地域がん登録事業に係る患者情報等の実施機関以外への提供について
審 査 会 の 意 見	1. 個人情報の目的外利用及び外部提供に関する制限の原則の適用を除外することが適当であると認める。ただし、目的外利用及び外部提供を原則として禁止する条例の趣旨を踏まえ、その必要性や範囲を十分に検討し、必要以上の個人情報が利用、提供されることのないよう慎重に対応するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう特段の配慮が望まれる。 2. 個人情報の利用並びに提供した場合の本人への通知は要しないものと認める。
審 査 内 容	本件は、三重県の実施する三重県地域がん登録事業に、松阪市民病院が保有するがん患者の、患者情報、診断名、診断情報、病期、初回治療等の情報を三重県が委託する国立大学法人三重大学医学部附属病院内の地域がん登録室に提供し、三重県におけるがんの罹患の状態を把握し、地域特性に応じたがん予防及びがん医療水準の向上といった目的を達成する為の調査であり、疫学調査への情報の提供といった公益上合理的な理由があり、かつ事務事業内容において個人の権利利益を不当に侵害するおそれはないものと認められる。 また、当該事務取扱いにあっては、健康増進法第16条及びがん対策基本法第17条第2項の地方公共団体の責務規定により、条例第8条第6号に規定する、個人情報の目的外利用及び外部提供に関する制限の例外的適用についても容認できる。 ただし、本件における個人情報が、特に保護を要すべきものであることを十分認識の上、取り扱いについて関係機関と協議を行うなど、機密性の確保並びに提供及び利用が必要な範囲内で行われるよう留意されたい。 外部提供をしたときの本人への通知に関しては、がん告知を差し控えている場合や、本人への通知が既に不可能となっている場合も考えられ、本人通知を前提とした場合、提供される情報が限定され、当該事業の求める精度が得られなくなるなど、本件事業の目的の達成が困難となり得ること、一方事業に係る情報の取扱いにおいても、個人の権利利益の不当な侵害は起こり得ないものと推察できることから、本人への通知は要しないものと認められる。 以上のことにより、上記のとおり意見を取りまとめた。
審 査 日	平成23年11月22日（火）
個人情報取扱事務 の 名 称	三重県地域がん登録事業
収集・利用する 個人情報の項目	患者情報、診断名、診断情報、病期、初回治療 （三重県悪性新生物患者届出票に基づく項目）
事 務 の 目 的	三重県におけるがん対策は、県民の保険・医療上重要な課題となっていることから、がんに関わる医療情報を提供し、解析されることにより、がんの罹患の実態を把握し、効果的ながん対策の推進を図ることに協力するため目的外利用、第三者提供を行いたい
所管課（室）等	松阪市民病院